

大項目	Q.質問	A.回答
制度・適用条件	割引が適用となる対象期間はいつからいつまででしょうか。	<p>【予約開始】 令和4年10月20日(木) 正午からです。</p> <p>【事業期間】 令和4年10月20日(木) から令和4年12月27日(火) まで(12月28日チェックアウトを含む)の旅行が対象です。</p> <p>なお、上記は「ただいま東京プラス」の事業期間であり、助成金が適用となる対象期間は都道府県により異なりますので、必ず各都道府県の定めをご確認ください。</p>
制度・適用条件	事業期間より前に予約済の旅行・宿泊は割引対象になるのでしょうか。	10月20日(木曜日) 正午より前に予約された対象期間における旅行は、本事業の要件を満たす場合には対象とすることができます。ただし、対象とする旅行・宿泊商品については事業者様の判断によります。
制度・適用条件	本人確認・居住地確認のための書類について具体的に教えてください。	<p>「ただいま東京プラス」本人確認・居住地確認のための身分証明書等一覧 https://ryokoshientokyo.jp/pdf/ryokoshientokyo_identification_221007.pdf をご確認ください。</p>
制度・適用条件	宿泊当日に利用者が本人確認書類や居住地確認書類、ワクチン接種証明書等を提示できない場合、どう対応すればよいですか。	何らかの理由で対象外となることが宿泊当日に判明した場合は、クーポンは事業者向けの管理画面上でキャンセル処理を行った上で、利用者がクーポンを持っている場合は回収してください。その上で、クーポン受領証の欄外にキャンセルの理由(例:ワクチン証明書忘れ)を記載したうえで実績報告の際に提出をお願いします。なお、宿泊割引分も対象外となるため、その差額の返金は、事業者と利用者で解決をお願いします。後日の提出による適用は不可となります。
制度・適用条件	旅行代金から直接割引されるクーポンを利用したの申込みがありました。その場合、クーポンで割引された旅行代金部分も助成の対象となりますか。	旅行事業者や宿泊事業者が発行する割引クーポンの併用は可能です。ただし、割引額の算出は、旅行事業者や宿泊事業者が発行する割引クーポンを先に適用し、適用した後の旅行代金を基準として本事業による割引を適用してください。旅行事業者や宿泊事業者が発行する割引クーポンを適用した後の旅行代金が、旅行代金下限(平日:5,000円、休日:2,000円)の合計を下回る場合は割引はご使用出来ません。
制度・適用条件	全国旅行支援以外の助成制度(市区町村が実施する割引等)との併用はできますか。	市区町村が実施する割引等の全国旅行支援以外の助成制度との併用は可能です。ただし、併用が可能か否か等につきましては市区町村等にもご確認ください。割引額の算出は、全国旅行支援以外の助成制度による割引を先に適用し、適用した後の旅行代金を基準として本事業による割引を適用してください。全国旅行支援以外の助成制度による割引を適用した後の旅行代金が、旅行代金下限(平日:5,000円、休日:2,000円)の合計を下回る場合は割引はご使用出来ません。
制度・適用条件	外国人の旅行も本事業の対象になりますか。	日本国内に在住している外国人の方は対象となります。
制度・適用条件	日本在住の外国人において、本人確認書類として認められている確認書面を所持しない場合の本人確認・居住地確認のための書類について具体的に教えてください。	<p>その場合に必要な本人確認・居住地確認書類は以下のとおりです。</p> <p>■日本在住の外国人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書 <p>■在日米軍</p> <ul style="list-style-type: none"> 【在日米軍(軍の構成員)】 ・軍発行の本人確認書類 【在日米軍(軍属と軍構成員の家族)】 ・アメリカ政府発給のパスポート <p>■外交官</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外交旅券または公用旅券 ・駐日外国公館に勤務する外交官等に対して発行可能な「住居証明書」等
制度・適用条件	事業が中止された場合、キャンセル料に伴う損害は補填されるのですか。	補填されません。
制度・適用条件	日本へ一時帰国中の海外在住の日本人は対象ですか。	本事業の対象者は、日本人であっても日本国内居住者に限られています。海外在住で一時帰国中の日本人で現在国内での居住実態がない人は対象外です。
制度・適用条件	旅行会社を介さずに宿泊施設が旅行者に直接宿泊商品を販売する場合(いわゆる宿直販の場合)について、宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。HPによる申し込みの場合はどうでしょうか。電話による申し込みの場合はどうでしょうか。	ただいま東京プラスに参画登録をしている宿泊事業者が直接販売する商品の場合、割引支援対象となります。HPや電話等、申込方法は問いません。申込時には必ず「ただいま東京プラス利用規約」の内容を理解し、同意したうえで割引支援対象商品にお申込みください。また、チェックイン時には宿泊事業者より渡されるクーポン受領証兼利用申込書に記入のうえ、宿泊事業者へ提出してください。
制度・適用条件	旅行商品に組み込む宿泊施設や飲食施設について、何か条件はありますか。また、手配する宿泊施設については、本事業の登録事業者である必要がありますか。	<p>【宿泊施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施要綱に定める都内宿泊施設であり、事業者登録が完了していること ・感染防止徹底宣言ステッカーの掲示 ・あらかじめ予約手配する施設であること。 <p>【飲食店等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止徹底宣言ステッカーの掲示 ・感染防止徹底点検済証の掲示(飲食店の場合)

大項目	Q.質問	A.回答
制度・適用条件	住宅宿泊事業法第3条第1項の届出に係る国内の住宅又は国家戦略特別区域法第13条第1項の認定を受けた事業を営む国内の施設（民泊）は本事業の対象でしょうか。	旅行事業者が販売する旅行商品に組み込まれる宿泊施設としては対象です。自身の施設を直接取り扱う宿泊商品（宿直商品）は対象外です。
制度・適用条件	旅行者が事前に予約した宿泊代金以外に、宿泊施設の滞在中に購入しチェックアウト時に支払ったものの代金も助成の対象となるのでしょうか。	旅行者が事前に予約を行っていたもののみが助成の対象となります。例えば、朝食付宿泊プランとして申込を行っていた場合は朝食代金も対象に含まれますが、宿泊施設滞在中に追加で注文した商品・サービスについては助成の対象とはなりません。
制度・適用条件	宿泊施設のデユース利用は、宿泊代金の助成対象となりますか。	<p>宿泊商品、宿泊旅行商品、交通付き宿泊旅行商品においては、デユース利用は宿泊にあたらなため、対象外です。</p> <p>日帰り旅行商品においては、寝具提供を伴う等宿泊サービスとなるようなデユースは対象外ですが、寝具提供のない客室利用のデユースにつきましては日帰り旅行のB群に含める事が出来ますので、A群と組み合わせることにより対象となります。</p> <p>A群：旅行開始日と同日中に出発地に戻る事が予定されている往復の運送サービス（出発地と目的地が別の地域であり、目的地への移動と考えられる距離の移動を伴うもの） B群：旅行目的地での消費に寄与する現地アクティビティ等（運送・宿泊以外の旅行サービス）</p>
制度・適用条件	レンタカー代・マイカー利用は旅行・宿泊代金の助成支援の対象となりますか。	レンタカー代だけの場合は対象となりませんが、「宿泊+レンタカー」のセットプランの旅行商品等で事前の予約を行っており、レンタカー代が旅行代金に含まれるのであれば助成の対象となります。なお、マイカー利用にかかる費用は対象とはなりません。
制度・適用条件	宿泊税・入湯税は助成対象になりますか。	旅行出発までに予約が完了し、旅行代金として確定している場合、対象となります。
制度・適用条件	クーポン受領証兼利用申込書については、どのような対応が必要になりますか。	<p>宿泊商品、宿泊旅行商品及び交通付き宿泊旅行商品においては、チェックイン時の利用者へのクーポンの引き渡しの際に、「クーポン受領証兼利用申込書」の記入を依頼し、回収してください。</p> <p>利用者から回収した「クーポン受領証兼利用申込書」については、原本を、宿泊施設にて事業終了後翌年度から5年間保管してください。自身の施設を直接取り扱う宿泊商品（宿直商品）については、写しを助成金の精算の際に交付申請に関する書類と共に事務局へ提出していただく必要があります。</p> <p>日帰り旅行商品においては、旅行当日の集合時、出発前までに添乗員及び現地係員が利用者へクーポンを引き渡す際に、「クーポン受領証兼利用申込書」の記入を依頼し、回収してください。利用者から回収した「クーポン受領証兼利用申込書」については、旅行事業者にて事業終了後翌年度から5年間保管してください。</p>
制度・適用条件	月を跨いだ宿泊の場合は、「出発日」又は「帰着日」のどちらを基準として実績報告をすればよいですか。	原則は「帰着日」を基準とします。
制度・適用条件	事業は中止されることがありますか。	<p>実施要綱に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、事業予定期間内であっても、本事業の執行を中止・停止することがあります。</p> <p>また、感染状況などを考慮したうえで対象都道府県の区域が緊急事態措置区域として公示された場合、又は対象都道府県の区域がまん延防止等重点実施区域として公示され、当該まん延防止等重点実施区域に係るまん延防止等重点措置区域が定められた場合及び対象都道府県の感染状況が相当程度悪化していると国が判断する場合には、都道府県の全部若しくは一部の区域の居住者による旅行に対して、本事業を活用した割引等事業を停止する場合があります。</p>
制度・適用条件	利用予定施設で感染症拡大がみられ業務停止となった場合、本事業で補填されないのですか。旅行者はキャンセル料を払うのですか。	補填の対象となりません。各商品を取り扱う登録旅行者等の旅行約款等による取り扱いとなります。
制度・適用条件	旅行者都合によるキャンセル料は、本事業で補填されないのですか。	自己都合によるキャンセル料の補填は本事業の対象外です。各商品を取り扱う登録旅行者等の旅行約款等による取り扱いとなります。
制度・適用条件	換金性の高い商品券や自社ポイント、航空マイル付きの宿泊プランは助成の対象としてよいですか。	<p>旅行者や宿泊施設が換金性の高い商品券等を付与した宿泊プランなどは助成の対象外となります。</p> <p>また、旅行代金・宿泊料金の価格操作が可能な価格決定権のある宿泊事業者、旅行事業者が、本事業の対象となる自らの商品に限定して、ポイントを付与することは出来ません。</p>
制度・適用条件	学生の修学旅行、宿泊研修などは対象ですか。	対象となります。
制度・適用条件	修学旅行等を引率する教員の扱いはどうなりますか。	引率教員も対象となります。ただし、公立学校等の教員については、公費出張扱いのため助成の対象外となります。

大項目	Q.質問	A.回答
制度・適用条件	大人2人と、旅行代金がかからない乳幼児（旅行代金は0円）1人の計3人で旅行する場合、助成はどのようになりますか。	旅行代金がかからない乳幼児も1名としてカウントして算出（例1）ですが、乳幼児を入れる事で下限額を下回り助成の対象外になる場合には、含めずに計算（例2）することもできます。 （例1）合計旅行代金が80,000円（大人1人1泊 20,000円・乳幼児1人1泊0円、大人2人・乳幼児1人、2泊3日の場合）の平日における宿泊商品（交通なし） ○乳幼児を含めて3名で計算した下限額：平日の下限額5,000円×3名×2泊=30,000円→合計旅行代金80,000円が下限額30,000円を上回っているため対象 ○割引適用額：80,000円×40%=32,000円だが、上限額が5,000円×2泊×3名=30,000円のため、30,000円の割引を適用 （例2）合計旅行代金が10,000円（大人1人1泊 5,000円・乳幼児1人1泊0円、大人2人・乳幼児1人、1泊2日の場合）の平日における宿泊商品（交通なし） ○乳幼児を含めて3名で計算した下限額：平日の下限額5,000円×3名×1泊=15,000円→合計旅行代金10,000円が下限額15,000円を下回っているため対象外（割引適用額は0円） ○乳幼児を含めず2名で計算した下限額：平日の下限額5,000円×2名×1泊=10,000円→合計旅行代金10,000円が下限額10,000円を満たしているため対象となるためこちらを適用 ○割引適用額：10,000円×40%=4,000円で、上限額（5,000円×1泊×2名=10,000円）の範囲内であるため、4,000円の割引を適用
制度・適用条件	大人と子供の旅行代金異なる場合、割引額はどのように計算すればいいですか。	基本的には、割引額は合計旅行代金を基準に算出（例1）します。 （例1）合計旅行代金が170,000円（大人1人1泊 35,000円・子供1人1泊15,000円、大人2人・子供1人、2泊3日の場合）の平日における交通付き宿泊商品 170,000円×40%=68,000円だが、上限額が8,000円×2泊×3人=48,000円のため、48,000円の割引を適用 ただし、事業者の業務実態に合わせ、参加者個別に販売補助金を算出（例2）することも可能です。 ※この場合、合計旅行代金を基準とする場合と比較し割引額が低くなる点にご留意ください。 （例2）（例1）と同じ事例の交通付き宿泊商品 大人A：35,000円×2泊×40%=28,000円だが、上限額が8,000円×2泊=16,000円のため、16,000円の割引を適用 大人B：35,000円×2泊×40%=28,000円だが、上限額が8,000円×2泊=16,000円のため、16,000円の割引を適用 子供C：15,000円×2泊×40%=12,000円だが、上限額（8,000円×2泊=16,000円）の範囲内であるため、12,000円の割引を適用 ⇒合計の割引適用額は16,000円+16,000円+12,000円=44,000円
制度・適用条件	旅行会社・OTA等旅行事業者向け取扱要領の内容について教えてください。	統一窓口 旅行事業者用窓口にお問い合わせください。 TEL：03-6635-3669（受付時間：10：00～17：00 休業日：土・日・祝日）
制度・適用条件	もっとTokyoとの併用は可能ですか。	もっとTokyoとの併用について、条件を満たす場合は可能となります。条件については、もっとTokyoのHPをご覧ください。（ https://motto-tokyo.jp/ ）なお、対象とする旅行・宿泊商品については、事業者判断となります。
制度・適用条件	乳幼児についても本人確認書類は必要でしょうか。	乳幼児についても、本人確認書類は必要となります。有効な確認書類については、下記をご覧ください。 「ただいま東京プラス」本人確認・居住地確認のための身分証明書等一覧 https://ryokoshientokyo.jp/pdf/ryokoshientokyo_identification_221007.pdf
制度・適用条件	確認書類はすべて原本の提示が必要ですか。コピーまたはスマートフォン等で撮影した画像の提示でも有効ですか。	「本人確認書類」は原本での提示が必須です。 「ワクチン接種歴等の確認書類」はコピーやスマートフォン等で撮影した画像の提示でも有効です。
制度・適用条件	休日・平日の定義は何ですか。	宿泊を伴う旅行については、宿泊日とその翌日がともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合には、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。 日帰り旅行については、土曜・日曜・祝日を「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。
制度・適用条件	本来チェックイン時にクーポン発行と受領証兼利用申込書の受領を行うところ、事情により利用者にクーポンを手交できず、受領証兼利用申込書も受領できませんでした。このように対応すべきでしょうか？	やむを得ず、チェックイン時にクーポンを利用者に手交できなかった場合、必ず、チェックアウトまでにクーポンの発行、手交及びクーポン受領証兼利用申込書の受領を行ってください。（クーポン受領証兼利用申込書の提出がない場合、ただいま東京プラスの割引助成の対象外となります。）
制度・適用条件	団体旅行において、利用者全員の本人確認・身分証確認及びワクチン接種歴又はPCR検査等陰性の確認が必要ですか。また、全員分のクーポン受領証兼利用申込書の回収は必要ですか。	団体旅行であっても、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1 Ver.8）に基づく学校行事以外の旅行においては全員分の確認及び回収が必要です。確認や回収が出来ない利用者は助成の対象外となります。
制度・適用条件	年明け以降の全国旅行支援について教えてください。	実施時期等が決まり次第お知らせします。
制度・適用条件	延長に伴う12月21日以降の対象商品の販売開始はいつになりますか？	令和4年12月3日（土）以降になります。
クーポン	クーポンは旅行代金・宿泊代金に利用できますか。	クーポンは旅行代金や宿泊料金にはご利用いただけません。
クーポン	ただいま東京プラスに宿泊事業者として参加登録していますが、クーポン加盟店に参加を希望する場合、別途登録申請が必要でしょうか。	別途、クーポン加盟店の登録要件をご確認の上、登録申請をお願いいたします。

大項目	Q.質問	A.回答
クーポン	<p>旅行事業者（OTA等）が取り扱うダイナミックパッケージにおいて、宿泊事業者に対して旅行代金の総額を伝えることが出来ません。クーポン発行の際の「割引前代金（総額）」はどのように入力するよう伝えはよいですか？</p>	<p>旅行代金の総額を伝えることができない場合、その旨と下記の対応方法について、宿泊事業者に対して周知してください。</p> <p><交通付宿泊旅行商品の場合> ・1人泊あたり20,000円以上の旅行については、割引助成額項目で「旅行者全員の合計旅行代金」を選択し、割引前代金（総額）に、「20,000円×人数×泊数」の金額を入力 なお、1人泊あたり20,000円未満の旅行については、上記の対応ができないため、宿泊事業者に対して個別具体的に金額をお伝えいただく必要があります。</p> <p><宿泊旅行商品の場合> ・1人泊あたり12,500円以上の旅行については、割引助成額項目で「旅行者全員の合計旅行代金」を選択し、割引前代金（総額）に、「12,500円×人数×泊数」の金額を入力 なお、1人泊あたり12,500円未満の旅行については、上記の対応ができないため、宿泊事業者に対して個別具体的に金額をお伝えいただく必要があります。</p>
クーポン	<p>旅行事業者が作成する支援対象商品において、旅行事業者予約分のクーポンを発行した際、誤って、旅行事業者からの通知情報とは異なる情報を入力してしまいました。その場合の対応はどうすればよいでしょうか。</p>	<p>■旅行事業者からの通知情報は正しく、入力ミス等により、誤った内容のクーポンを発行した場合（例：本来のクーポン金額より多く利用者に渡してしまった場合） →入力者（宿泊事業者）の責任により回収等の対応を行ってください。</p> <p>■旅行事業者からの通知情報そのものに誤りがあり、その情報に従ってクーポンを発行した場合 →旅行事業者の責任により回収等の対応を行ってください。</p>
クーポン	<p>チェックイン日の24時00分以降に、クーポン発行は可能でしょうか？</p>	<p>原則、本事業の対象となる宿泊商品、宿泊旅行商品及び交通付き宿泊旅行商品の申込があった際にクーポンを発行し（旅行事業者への申込の場合は、商品に組み込まれた宿泊事業者に対し、申込後速やかにクーポンの発行を依頼し）、チェックイン時に当該クーポン利用者へ配付いただきます。しかし、申込が直前であった場合など、やむを得ずチェックイン日の24時00分以降に発行いただく場合は、チェックイン日の午前4時59分までであれば、クーポン発行の際「旅行（宿泊）開始日」欄でチェックイン日を選択することにより、チェックイン日の日付でクーポン発行が可能です。</p> <p>なお、午前5時00分以降は、「旅行（宿泊）開始日」欄で入力日以降の日付しか選択できません。やむを得ずチェックイン日翌日の午前5時00分以降にクーポンの発行が必要となった場合は、「旅行（宿泊）開始日」欄で入力日当日（チェックイン日翌日）の日付を選択し、クーポンを発行してください（次のQAに例示しているような、前述の方法により入力内容確認画面に表示されるクーポン金額と本来のクーポン金額が異なるケースは、次のQAに記載のとおり対応してください）。発行したクーポンは有効期間の修正を事務局で行いますので、クーポン発行情報を入力した後、必ず、以下の①～③を宿泊事業者コールセンター（03-6386-8132）までお知らせください。</p> <p>①修正が必要となった理由や事情 ②修正したい内容 ③region PAY管理画面の「クーポン発行」に記載の該当クーポンの「発行番号」</p> <p>ただし、宿泊事業者コールセンターの営業時間外に利用者がチェックアウトされる場合は、クーポンの有効期間がチェックアウト日当日までとなることをお伝えいただいた上で、クーポンの発行、手交及びクーポン受領証兼利用申込書を受領を行ってください。その後、宿泊事業者コールセンターの営業開始後、速やかに、上記の有効期間の修正の対応を行ってください。</p>
クーポン	<p>（前QAに関連して）やむを得ず、チェックイン日翌日の午前5時00分以降にクーポンの発行が必要となった場合で、「旅行（宿泊）開始日」欄で入力日当日（チェックイン日翌日）の日付を選択したところ、入力内容確認画面に表示されるクーポン金額と本来のクーポン金額が異なる場合は、どのように対応すればよいでしょうか？</p>	<p>入力内容確認画面に表示されるクーポン金額と本来のクーポン金額が異なるケースは、下記の例のように、本来の宿泊日と異なる日付を入力する場合に、平日と休日の扱いが変わってしまうことで起こります。このようなケースは、クーポン発行の情報入力時に、個別の入力対応が必要となりますので、詳しい入力方法について、宿泊事業者コールセンター（03-6386-8132）までお問い合わせいただけますようお願いいたします。</p> <p>（例）11/11（金）チェックイン、11/12（土）チェックアウト 【クーポン券上に印字される有効期間・クーポン金額】 本来：11/11～11/12・3,000円クーポン「平日」扱い 翌日AM5時以降発行：11/12～11/13・1,000円クーポン「休日」扱い※ ※入力日当日（チェックイン日翌日）の日付である11/12（土）を選択することで、「休日」扱いとなり、クーポン金額が1,000円と減額してしまいます。</p>
クーポン	<p>お客様がアプリにクーポンをチャージする際、QRが読み込めません。どのようにすればよいですか？</p>	<p>アプリの「チャージする」を押下いただき、「チャージQRコード読み取り」画面の右下の「QRコードを読み取れない場合はこちら」のボタンを押して、紙クーポンに記載されている20桁のチャージコードを入力してチャージいただくようご案内ください。</p>
コロナ関係	<p>ツアー参加者や宿泊者にコロナ感染者が出た場合、対応はどのようにすればよいですか？</p>	<p>管轄の保健所に報告の上、指示に従っていただく形をお願いいたします。</p>
コロナ関係	<p>OTAによるオンライン上での旅行商品販売の場合、ワクチン3回以上接種又は検査陰性等の確認ができませんが、どのようにすればよいですか？</p>	<p>添乗員や現地係員が見つからない旅行商品の場合は、商品に組み込まれた宿泊施設でチェックイン時に確認を行うようご案内をお願いします。</p>
コロナ関係	<p>1つの宿泊施設に連続して宿泊するお客様の場合、陰性証明（検査結果通知書）は毎日確認する必要がありますか。 また、1つの旅行で複数の宿泊施設に宿泊するお客様の場合、2施設目以降でも陰性証明（検査結果通知書）を確認する必要がありますか？</p>	<p>1つの宿泊施設に連続して宿泊する方は、チェックイン時に有効期間内の陰性証明（検査結果通知書）を確認できれば、2泊目以降の確認は不要です。</p> <p>1つの旅行で複数の宿泊施設に宿泊する方は、予約方法により異なります。 ・パッケージツアー等の場合は、旅行開始日（1施設目）のチェックイン時に確認を行うため、2施設目以降については確認不要となります。 ・宿泊施設に直接予約された方は、2施設目以降のチェックイン時に、旅行開始日に提示した陰性証明（検査結果通知書）とともに、旅行開始日が分かる書類（1施設目の宿泊施設の領収書等）の提示を受け、陰性証明が旅行開始日において有効であったことの確認を行ってください。</p>
コロナ関係	<p>PCR検査等の陰性証明（検査結果通知書）について、有効期限などはありますか？</p>	<p>PCR検査・抗原定量検査の場合は確認日（利用開始日）の3日前以降、抗原定性検査の場合は前日又は当日の検体採取による検査結果が陰性であることが条件です。</p>
コロナ関係	<p>旅行者が宿泊当日に確認書類（接種証等）の持参を忘れた場合、自己申告や後日提出でも問題ないでしょうか？</p>	<p>確認書類の持参を忘れた際に自己申告いただいても、助成対象にはなりません。また、書類の後日提出も不可となります。</p>
コロナ関係	<p>ワクチン接種歴又は陰性の検査結果の確認が不要となる場合はありますか？</p>	<p>同居する保護者等の監護者が同伴する12歳未満の利用者については、確認不要です。同居する保護者等の監護者が同伴しない12歳未満の利用者については、ワクチン接種歴（2回接種から14日以上経過していること）または陰性の検査結果の確認が必要です。 また、学校等の活動に係るツアーや宿泊サービス（例：遠足・修学旅行）についても、ワクチン接種歴等の確認を省略し参加可能ですが、引率者については、ワクチン接種歴（3回以上）又はPCR検査等での陰性確認が必要となります。</p>

大項目	Q.質問	A.回答
コロナ関係	外国でワクチン接種した場合の接種証明は使用できますか。	外国でワクチン接種した場合でも、発行国・地域を問わず、以下の URL に記載の内容をすべて満たす証明書であれば有効です（※英語・日本語以外は翻訳が添付されているもの）。 （「海外から日本への入国に際し有効と認めるワクチン接種証明書について」URL） https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate_to_Japan.pdf
コロナ関係	PCR等の簡易キット検査でも証明となりますか？	対象となる検査は、簡易キット検査かどうかは問わず、PCR 検査、抗原定量検査、抗原定性検査が対象です。ただし、受検者氏名、検査結果（陰性・陽性）、検査方法、検査所名、検査日、検査管理者氏名、有効期限が記載されている陰性証明（検査結果通知書）を提示してください。念のため、検査機関には事前にご確認をお願いします。
コロナ関係	新型コロナウイルスワクチン3回以上接種済の方と、未接種の方（検査受検なし）が同一グループで宿泊する場合の助成対象はどうなりますか。	助成適用の条件を満たす方（この場合はワクチン3回接種済の方）のみ、助成対象となります。なお、この場合においても、助成対象外となる方も含めたグループ内の1人1泊あたりの宿泊料金が平日5,000円以上、休日2,000円以上であることが前提となります。